

申請書作成の手引き

申請に必要な書類

申請には次の書類(各1部)をご提出ください。

	必要書類	備考
①	助成金交付申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・①～⑤の書類の様式については、北九州市のホームページからダウンロードできます。 (https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/10700236.html)
②	申請企業概要	
③	出展事業計画書	
④	役員名簿 (氏名、読み仮名、生年月日を明記)	
⑤	暴力団排除等に関する誓約書	
⑥	出展する展示会等の内容が確認できる書類	<p>※展示会の開催期間が今年度の対象であるかご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示会のパンフレット・案内書等。募集小間数又は出展予定企業数が本事業対象展示会(募集小間数が概ね 150 以上又は出展予定企業が 100 社以上)に該当するか確認できるもの。<u>1小間料が確認できるもの。</u>
⑦	市税の納税証明書 (市税の滞納がないことを証するもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所税務課(小倉北・八幡西は市民税課)で証明書の交付を受けて下さい。 ・事業を開始して間もない場合で、納税証明書に課税額等が表示されない場合は、「法人等の設立、事務所・事業所の設置申告書」の写及び代表者の納税証明書を添付してください。
⑧	株主名簿(持ち株比率を明記)	・様式は任意。
⑨	直近2期の決算関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・販管費内訳、製造原価報告書含む ・上記の書類がない場合は、最近一年間の事業内容等の概要を記載した書類(確定申告書の写しなど)
⑩	製品・技術に関する資料	・製品カタログなど
⑪	※事業所等設置予定地・予定物件の登記簿又は契約書等の設置について確認できる書類	・現在は市内に事業所等を有しないが、対象となる展示会までに市内に事業所等を設置する中小企業者のみ

助成金交付申請書(様式第1号)

住所、企業名、役職・代表者名を記入し、**社印ではなく「代表取締役印」**を押印してください。

助成金申請額は、税抜の金額を記入してください。

※1企業につき1小間分、40万円を上限

※出展小間料以外の経費(小間設営費、展示パネル作成、光熱水費、人件費、旅費等)は対象外

役員名簿

法人登記簿謄本（履歴全部事項証明書）に記載されている役員全員を記載してください。

北九州市大規模展示会等出展支援助成金交付要綱第2条に定める要件を確認するため、他の行政機関等に役員名簿の情報を提出する必要があります。趣旨をご理解いただき、企業名と代表者名を記入してください。

参考：北九州市大規模展示会等出展支援助成金交付要綱（抜粋）

第2条 助成金の交付を受けることができる中小企業者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

対象者要件
(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。
(2) 市内に事業所を有すること。
(3) 市税を滞納していないこと。
(4) 株式会社の場合にあつては、発行済の株式が中小企業者以外の会社により2分の1を超えて保有されていないこと。
(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
(6) 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
(7) 暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

※中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者

主たる事業として営んでいる業種	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

従業員は、「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。

ただし、次に掲げる事項に該当する企業は「大企業」とみなします。

- ①中小企業者以外の企業（以下、「大企業」という）が単独で、発行株式総数または出資の2分の1以上を所有または出資しているもの。
- ②大企業が複数で、発行株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資しているもの。
- ③役員総数の2分の1以上を大企業の役員または職員を兼務しているもの。
- ④その他大企業が実質的に経営を支配している力を有していると考えられるもの。

暴力団排除に関する誓約書

本市では市の事務事業からの暴力団排除の取組みとして、助成金の交付を受けることができる者は、北九州市大規模展示会等出展支援助成金交付要綱第2条第1項「(7) 暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと」を条件としており、「暴力団排除に関する誓約書」を提出する必要があります。

納税証明書（市税に滞納がないことの証明）

市税事務所（小倉北・八幡西の2区役所内）またはそれ以外の区役所税務課や出張所で「市税証明交付申請書」を提出し、「市税に滞納がないこと」の証明書の交付を受けてください（手数料 300 円）。

【申請時の注意】

- ・ 証明書交付の日付は、令和5年4月1日以降のものとしてください。
- ・ 「何に使用しますか」欄は最下段の「北九州市[その他()]にチェックし、()内に「北九州市大規模展示会等出展支援助成金申請」と記入してください。
- ・ 「納税に関する証明」欄は[市税に滞納がないことの証明]にチェックしてください。

また、事業を開始して間もない場合で、納税証明書に課税額等が表示されない場合は、「法人等の設立、事務所・事業所の設置申告書」の写及び代表者の納税証明書を添付してください。

その他

お申込み時にいただきました個人情報につきましては、本事業の実施、運営に利用させていただきます。